

福祉の里センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第24号

福祉の里センター条例の一部を改正する条例

福祉の里センター条例（平成4年岩手県条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表第2（第6条関係）					別表第2（第6条関係）				
区 分		多目的ホールの利用料金の上限額		附属の設備の利用料金の上限額	区 分		多目的ホールの利用料金の上限額		附属の設備の利用料金の上限額
		貸切使用	個人使用				貸切使用	個人使用	
		1時間までごとに	1人4時間までごとに				1時間までごとに	1人4時間までごとに	
入場料等を徴収しない場合	社会福祉に関する活動又はアマチュアスポーツに使用する場合	円 <u>850</u>	円 <u>70</u> (10人以上の団体の場合にあつては、1人4時間までごとに40円)	[略]	入場料等を徴収しない場合	社会福祉に関する活動又はアマチュアスポーツに使用する場合	円 <u>870</u>	円 <u>80</u> (10人以上の団体の場合にあつては、1人4時間までごとに40円)	[略]
	その他の催しに使用する場合	<u>4,290</u>				その他の催しに使用する場合	<u>4,410</u>		
入場料等を徴収する場合	社会福祉に関する活動又はアマチュアスポーツに使用する場合	<u>1,710</u>			入場料等を徴収する場合	社会福祉に関する活動又はアマチュアスポーツに使用する場合	<u>1,760</u>		
	その他の催し興行として	<u>6,440</u>				その他の催し興行として	<u>6,610</u>		

	しに使用する 場合	行うもので ない場合		
		興行として 行うもので ある場合	<u>12,880</u>	

[略]

別表第3 (第6条関係)

区 分	単 位	会議室等の利用料 金の上限額	附属の設備の利用料金 の上限額
会議室	[略]	円 <u>540</u>	[略]
研修室A	[略]	<u>350</u>	
研修室B	[略]	<u>250</u>	
研修室C	[略]	<u>540</u>	
研修室D	[略]	<u>250</u>	
大広間1	[略]	<u>240</u>	
大広間2	[略]	<u>240</u>	
大広間3	[略]	<u>240</u>	
工芸室	[略]	<u>350</u>	

別表第4 (第6条関係)

単 位	宿泊室の利用料金の上限額	
	心身障害者及びその介護 を行う者、65歳以上の者 並びに小学校児童及び中 学校生徒	その他の者
1日までごとに	<u>450円</u>	<u>830円</u>

	しに使用する 場合	行うもので ない場合		
		興行として 行うもので ある場合	<u>13,230</u>	

[略]

別表第3 (第6条関係)

区 分	単 位	会議室等の利用料 金の上限額	附属の設備の利用料金 の上限額
会議室	[略]	円 <u>550</u>	[略]
研修室A	[略]	<u>360</u>	
研修室B	[略]	<u>260</u>	
研修室C	[略]	<u>550</u>	
研修室D	[略]	<u>260</u>	
大広間1	[略]	<u>250</u>	
大広間2	[略]	<u>250</u>	
大広間3	[略]	<u>250</u>	
工芸室	[略]	<u>360</u>	

別表第4 (第6条関係)

単 位	宿泊室の利用料金の上限額	
	心身障害者及びその介護 を行う者、65歳以上の者 並びに小学校児童及び中 学校生徒	その他の者
1日までごとに	<u>460円</u>	<u>850円</u>

[略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。